

課題製作③

学校サイト リニューアル

課題制作日 ( 月 日 ~ 月 日 )  
ラフチェック ( 月 日 )  
デザインチェック ( 月 日 )

## 案件

## 台風時等における登下校の取り扱い

うへ市が含まれる警報区域に「暴風警報」または「大雨警報」が発令されている間は、授業を行わないことを原則とし、細部については次のように実施します。

1. 午前 6 時までに警報が解除された時は、平常授業を行う。
2. 午前 6 時から午前 8 時までの間に警報が解除された時は、第 3 限より授業を行う。  
午前 8 時から午前 10 時までの間に警報が解除された時は、午後から授業を行う。
3. 午前 10 時を過ぎても警報が解除されない時は、当日の授業は中止する。
4. 授業中に警報が発令されたとき、または警報の発令が見込まれる時は、支障のない限り帰宅させる。
5. テスト時、午前6時に警報が発令されている場合は休校とし、そのテストは別の日に行う。
6. その他の警報が発令されている場合は、通常通りの授業を行うが、  
登校困難なときは遅刻・欠席扱いとしない。

※ その他の地域に「暴風警報」または「大雨警報」が発令された場合は、通常通りの授業を行うが、  
登校困難なときは遅刻・欠席扱いとしない。

※ うへ市営交通のマヒ時には、上記項目を準用する。

JR・私鉄の場合は平常授業を行うが、登校困難なときは、遅刻・欠席扱いとしない。

<生徒手帳 P40、学校生活の手引き P7 より>

2017 年 3 月 1 日より施行